

条例改正に伴う新旧対照表

平成25年

奈良市議会12月定例会

奈良市行政組織条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>総合政策部 総務部</p> <p>市民生活部 市民活動部 保健福祉部 子ども未来部 環境部 観光経済部 都市整備部 建設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>(1) 市政の総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 重要施策の調査、計画及び調整に関すること。 (3) 議会に関すること。 (4) <u>行政改革</u>に関すること。 (5) 組織に関すること。 (6) <u>予算その他の財務に関すること。</u> (7) 秘書に関すること。 (8) 広報及び広聴に関すること。</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>総合政策部 総務部 <u>財務部</u> 市民生活部 市民活動部 保健福祉部 子ども未来部 環境部 観光経済部 都市整備部 建設部 <u>会計契約部</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>(1) 市政の総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 重要施策の調査、計画及び調整に関すること。 (3) 議会に関すること。 (4) <u>行財政改革</u>に関すること。 (5) 組織に関すること。</p> <p>(6) 秘書に関すること。 (7) 広報及び広聴に関すること。</p>

現行	改正案
<p><u>(9) 情報化に関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1) 職員の人事、給与、福利厚生及び研修に関すること。</p> <p>(2) 統計、条例の立案その他の文書管理に関すること。</p> <p>(3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。</p> <p>(4) 公有財産の管理に関すること。</p> <p><u>(5) 契約に関すること。</u></p> <p><u>(6) 技術監理及び工事検査に関すること。</u></p> <p><u>(7) 市税の賦課及び徴収に関すること。</u></p> <p><u>(8) 他の部の主管に属しないこと。</u></p> <p>市民生活部</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。</p> <p>(2) 医療及び衛生に関すること。</p> <p>(3) 病院事業に関すること。</p> <p><u>(4) 国民健康保険及び国民年金に関すること。</u></p> <p><u>(5) 危機管理及び防災に関すること。</u></p> <p><u>(6) 市民の安全その他の市民生活に関すること。</u></p> <p>(7) 出張所に関すること。</p> <p>市民活動部</p> <p>(1) 市民活動に関すること。</p> <p>(2) 住居表示に関すること。</p> <p>(3) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p>	<p><u>(8) 危機管理及び防災に関すること。</u></p> <p><u>(9) 市民の安全に関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1) 職員の人事、給与、福利厚生及び研修に関すること。</p> <p>(2) 統計、条例の立案その他の文書管理に関すること。</p> <p>(3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。</p> <p>(4) 公有財産の管理に関すること。</p> <p><u>(5) 情報化に関すること。</u></p> <p><u>(6) 他の部の主管に属しないこと。</u></p> <p>財務部</p> <p><u>(1) 予算その他の財務に関すること。</u></p> <p><u>(2) 公有財産の活用に関すること。</u></p> <p><u>(3) 市税の賦課及び徴収に関すること。</u></p> <p>市民生活部</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。</p> <p>(2) 医療及び衛生に関すること。</p> <p>(3) 病院事業に関すること。</p> <p><u>(4) 交通施策に関すること。</u></p> <p><u>(5) 住宅に関すること。</u></p> <p><u>(6) 市民生活に関すること。</u></p> <p>(7) 出張所に関すること。</p> <p>市民活動部</p> <p>(1) 市民活動に関すること。</p> <p>(2) 住居表示に関すること。</p> <p>(3) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p>

現行	改正案
<p>(4) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)</p> <p>(5) 人権施策に関すること。</p> <p>(6) 男女共同参画施策に関すること。</p> <p>保健福祉部</p> <p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 介護保険に関すること。</p> <p>(3) 保健所に関すること。</p> <p>子ども未来部</p> <p>(1) 子育て支援に関すること。</p> <p>(2) 子どもの保健福祉に関すること。</p> <p>環境部</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p> <p>(2) 資源のリサイクルに関すること。</p> <p>(3) 環境保全に関すること。</p> <p>観光経済部</p> <p>(1) 観光に関すること。</p> <p>(2) 国際交流に関すること。</p> <p>(3) 商工業に関すること。</p> <p>(4) 計量に関すること。</p> <p>(5) 労働に関すること。</p> <p>(6) 消費者保護に関すること。</p> <p>(7) 農業、林業及び水産業に関すること。</p> <p>都市整備部</p> <p>(1) 都市計画に関すること。</p> <p>(2) 交通施策に関すること。</p> <p>(3) 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の都市計画事業に関</p>	<p>(4) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)</p> <p>(5) 人権施策に関すること。</p> <p>(6) 男女共同参画施策に関すること。</p> <p>保健福祉部</p> <p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 国民健康保険及び国民年金に関すること。</p> <p>(3) 介護保険に関すること。</p> <p>(4) 保健所に関すること。</p> <p>子ども未来部</p> <p>(1) 子育て支援に関すること。</p> <p>(2) 子どもの保健福祉に関すること。</p> <p>環境部</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p> <p>(2) 資源のリサイクルに関すること。</p> <p>(3) 環境保全に関すること。</p> <p>観光経済部</p> <p>(1) 観光に関すること。</p> <p>(2) 国際交流に関すること。</p> <p>(3) 商工業に関すること。</p> <p>(4) 計量に関すること。</p> <p>(5) 労働に関すること。</p> <p>(6) 消費者保護に関すること。</p> <p>(7) 農業、林業及び水産業に関すること。</p> <p>都市整備部</p> <p>(1) 都市計画に関すること。</p> <p>(2) 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の都市計画事業に関</p>

現行	改正案
<p>すること。</p> <p><u>(4)</u> 公園及び都市の緑化に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 開発指導に関すること。</p> <p><u>(6)</u> 建築指導に関すること。</p> <p><u>(7)</u> 都市景観に関すること。</p> <p>建設部</p> <p>(1) 道路その他の土木に関すること。</p> <p>(2) 公共用地の取得に関すること。</p> <p>(3) 下水道に関すること。</p> <p>(4) 河川に関すること。</p> <p>(5) 建築に関すること。</p> <p><u>(6) 住宅に関すること。</u></p>	<p>すること。</p> <p><u>(3)</u> 公園及び都市の緑化に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 開発指導に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 建築指導に関すること。</p> <p><u>(6)</u> 都市景観に関すること。</p> <p>建設部</p> <p>(1) 道路その他の土木に関すること。</p> <p>(2) 公共用地の取得に関すること。</p> <p>(3) 下水道に関すること。</p> <p>(4) 河川に関すること。</p> <p>(5) 建築に関すること。</p> <p>会計契約部</p> <p><u>(1) 契約に関すること。</u></p> <p><u>(2) 技術監理及び工事検査に関すること。</u></p> <p><u>(3) 経理事務の適正執行に関すること。</u></p>

奈良市防災会議条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員45人以内をもつて組織する。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 議会議長</u></p> <p><u>(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者</u></p> <p><u>(10) 前各号のほか市長が特に必要と認めて任命する者</u></p> <p>6 略</p> <p>7 補欠の委員（<u>第5項第10号</u>の委員を除く。）には、その任命又は指名の対象となっていた前任者の職に就任した者が、その職に就任した時に充てられたものとする。</p> <p>8 略</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員45人以内をもつて組織する。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者</u></p> <p><u>(9) 前各号のほか市長が特に必要と認めて任命する者</u></p> <p>6 略</p> <p>7 補欠の委員（<u>第5項第9号</u>の委員を除く。）には、その任命又は指名の対象となっていた前任者の職に就任した者が、その職に就任した時に充てられたものとする。</p> <p>8 略</p>

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																											
<p>(報酬)</p> <p>第2条 報酬の支給区分及びその額は、別表第1のとおりとする。ただし、常勤の特別職の職員が他の非常勤の特別職の職を兼ねた場合においては、当該非常勤の特別職の職員としての報酬は支給しない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第2条・第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">支給区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険 運営協議会</td> <td>議会の議員である委員</td> <td>日額 12,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の委員</td> <td>日額 14,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	支給区分		報酬額	略		略	国民健康保険 運営協議会	議会の議員である委員	日額 12,000円		その他の委員	日額 14,000円	略		略	<p>(報酬)</p> <p>第2条 報酬の支給区分及びその額は、別表第1のとおりとする。ただし、常勤の特別職の職員が他の非常勤の特別職の職を兼ねた場合においては、当該非常勤の特別職の職員としての報酬は支給しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員が、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関の構成員の職を兼ねた場合においては、当該構成員としての報酬は支給しない。</p> <p>別表第1 (第2条・第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">支給区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険運営協議会の委員</td> <td></td> <td>日額 14,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	支給区分		報酬額	略		略	国民健康保険運営協議会の委員		日額 14,000円	略		略
支給区分		報酬額																										
略		略																										
国民健康保険 運営協議会	議会の議員である委員	日額 12,000円																										
	その他の委員	日額 14,000円																										
略		略																										
支給区分		報酬額																										
略		略																										
国民健康保険運営協議会の委員		日額 14,000円																										
略		略																										

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(初任給、昇格及び昇給の基準)	(初任給、昇格及び昇給の基準)
第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、市長が規則で定める初任給の基準に従い任命権者が決定する。	第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、市長が規則で定める初任給の基準に従い任命権者が決定する。
2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、市長が規則で定めるところにより任命権者が決定する。	2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、市長が規則で定めるところにより任命権者が決定する。
3 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、市長が規則で定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。	
4 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。	3 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。	4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。
6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは「2号給」とする。	5 55歳(医師にあつては、57歳)に達した職員で、当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後在職するものは、前2項の規定にかかわらず昇給しないものとする。ただし、市長が規則で定める特別の理由により必要があると認める場合は、この限りでない。
7 前3項の規定において、職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、勤務成績が特に良好であるもの等については、第4項の規定を準用して、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、市長が規則で定めるところにより、昇給させることができる。	6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

現行	改正案
<p>8 略</p> <p>9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>	<p>7 略</p> <p>8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>
<p>10 略</p> <p>第7条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、<u>前条第10項</u>の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>9 略</p> <p>第7条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、<u>前条第9項</u>の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 多機能型 第80条に規定する指定生活介護の事業、第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月奈良県条例第35号_____)第5条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>同条例_____</u>第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、<u>同条例_____</u>第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び<u>同条例_____</u>第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同<u>条例_____</u>に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。 (指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第98条 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 多機能型 第80条に規定する指定生活介護の事業、第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月奈良県条例第35号。<u>以下「指定通所支援基準等条例」という。</u>)第5条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>指定通所支援基準等条例</u>第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、<u>指定通所支援基準等条例</u>第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び<u>指定通所支援基準等条例</u>第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(<u>指定通所支援基準等条例</u>に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。 (指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第98条 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下</p>

現行	改正案
<p>同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は</p> <hr/> <p>厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者_____の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は</p> <hr/> <p>特区省令第4条第1</p>	<p>同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1</p>

現行	改正案
<p>項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける<u>障害者</u> _____の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。</p>	<p>項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける<u>障害者及び障害児</u>の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる<u>通いサービス</u>又は</p>	<p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける<u>障害者及び障害児</u>の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する基準を満たしていること。</p>
<p>_____特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける<u>障害者</u> _____の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する基準を満たしていること。</p>	<p>_____特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける<u>障害者及び障害児</u>の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する基準を満たしていること。</p>
<p>(5) 略</p>	<p>(5) 略</p>
<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p>
<p>第112条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第112条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる<u>通いサービス</u>又は</p>	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる<u>通いサービス</u>、指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第82条において準用する指定通所支援基準等条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスと</p>
<p>_____特区省令第4条第1項の規定により自立訓</p>	<p>_____特区省令第4条第1項の規定により自立訓</p>

現行	改正案
<p>練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者_____に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者_____の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 基準該当短期入所の提供を受ける利用者_____に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から、<u>障害者_____</u>の支援を行う上で必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>（従業者の員数等に関する特例）</p>	<p>練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた<u>障害者及び障害児</u>に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける<u>障害者及び障害児</u>の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 基準該当短期入所の提供を受ける<u>障害者及び障害児</u>に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から、<u>障害者及び障害児</u>の支援を行う上で必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>（従業者の員数等に関する特例）</p>
<p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（<u>奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第6条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）</u>、指定医療型児童発達支援事業所（<u>同条例_____第64条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）</u>及び指定放課後等デイサービス事業所（<u>同条例_____第74条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）</u>（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事</p>	<p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（<u>指定通所支援基準等条例_____第6条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）</u>、指定医療型児童発達支援事業所（<u>指定通所支援基準等条例第64条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）</u>及び指定放課後等デイサービス事業所（<u>指定通所支援基準等条例第74条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）</u>（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事</p>

現行	改正案
<p>業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7項、第154条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする ことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7項、第154条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする ことができる。</p> <p>2 略</p>

奈良市立応急診療所条例 新旧対照表

現行	改正案												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 応急診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 363 1086 609"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市立休日夜間応急診療所</td> <td>奈良市二条大路南一丁目1番28号</td> </tr> <tr> <td>奈良市立休日歯科応急診療所</td> <td>奈良市二条大路南一丁目1番30号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	奈良市立休日夜間応急診療所	奈良市二条大路南一丁目1番28号	奈良市立休日歯科応急診療所	奈良市二条大路南一丁目1番30号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 応急診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1162 363 2089 609"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市立休日夜間応急診療所</td> <td>奈良市柏木町519番地の28</td> </tr> <tr> <td>奈良市立休日歯科応急診療所</td> <td>奈良市二条大路南一丁目1番30号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	奈良市立休日夜間応急診療所	奈良市柏木町519番地の28	奈良市立休日歯科応急診療所	奈良市二条大路南一丁目1番30号
名称	位置												
奈良市立休日夜間応急診療所	奈良市二条大路南一丁目1番28号												
奈良市立休日歯科応急診療所	奈良市二条大路南一丁目1番30号												
名称	位置												
奈良市立休日夜間応急診療所	奈良市柏木町519番地の28												
奈良市立休日歯科応急診療所	奈良市二条大路南一丁目1番30号												

奈良市地域ふれあい会館条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(指定管理者)</p> <p>第2条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる会館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 会館の<u>使用</u>に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第2条の3 会館の休館日及び開館時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、会館内において<u>使用者</u>の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	<p>(指定管理者)</p> <p>第2条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる会館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 会館の<u>利用</u>に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第2条の3 会館の休館日及び開館時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、会館内<u> </u>の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更するときは、その旨を周知しなければならない。</p> <p>(利用の方法)</p> <p>第2条の4 会館を利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。</p>
<p>(使用の制限)</p> <p>第3条 次のいずれかに該当する者は、会館を<u>使用する</u>ことができない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 施設又は附属設備を<u>き損し</u>、汚損し、又は滅失させるおそれがある者</p> <p>(4) 略</p> <p>(<u>使用料</u>)</p> <p>第4条 <u>会館の使用料は、無料とする。</u></p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第3条 次のいずれかに該当する者は、会館を<u>利用する</u>ことができない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 施設又は附属設備を<u>毀損し</u>、汚損し、又は滅失させるおそれがある者</p> <p>(4) 略</p> <p>(<u>利用料金</u>)</p> <p>第4条 利用者は、会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p>

現行	改正案																							
<p>(委任) 第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、市長の承認を得て利用料金の額を定めることができる。 4 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 (利用料金の還付) 第5条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (利用料金の減免) 第6条 指定管理者は、規則で定める理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。 (委任) 第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>																							
	<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1160 863 1845 959">区 分</th> <th data-bbox="1850 863 2101 959">利用料金（1時間当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 962 1585 1321" rowspan="7">奈良市済美地域ふれあい会館</td> <td data-bbox="1590 962 1845 1050">和室1</td> <td data-bbox="1850 962 2101 1050">円 250</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1053 1845 1093">和室2</td> <td data-bbox="1850 1053 2101 1093">300</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1096 1845 1136">多目的ホール</td> <td data-bbox="1850 1096 2101 1136">200</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1139 1845 1179">1階ロビー</td> <td data-bbox="1850 1139 2101 1179">200</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1182 1845 1222">小会議室</td> <td data-bbox="1850 1182 2101 1222">170</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1225 1845 1265">大会議室A</td> <td data-bbox="1850 1225 2101 1265">530</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1268 1845 1308">大会議室B</td> <td data-bbox="1850 1268 2101 1308">530</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1311 1585 1404" rowspan="2">奈良市柳生地域ふれあい会館</td> <td data-bbox="1590 1311 1845 1361">和室</td> <td data-bbox="1850 1311 2101 1361">210</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1364 1845 1404">大会議室A</td> <td data-bbox="1850 1364 2101 1404">900</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		利用料金（1時間当たり）	奈良市済美地域ふれあい会館	和室1	円 250	和室2	300	多目的ホール	200	1階ロビー	200	小会議室	170	大会議室A	530	大会議室B	530	奈良市柳生地域ふれあい会館	和室	210	大会議室A	900
区 分		利用料金（1時間当たり）																						
奈良市済美地域ふれあい会館	和室1	円 250																						
	和室2	300																						
	多目的ホール	200																						
	1階ロビー	200																						
	小会議室	170																						
	大会議室A	530																						
	大会議室B	530																						
奈良市柳生地域ふれあい会館	和室	210																						
	大会議室A	900																						

現行	改正案		
		大会議室B	450
	奈良市とみの里地域ふれあい会館	和室1	160
		和室2	160
		カラオケルーム	220
		小会議室	200
		中会議室A	390
		中会議室B	380
		大会議室A	820
		大会議室B	650
		大会議室C	660
	奈良市右京地域ふれあい会館	和室	110
		集会室	630
	奈良市帯解地域ふれあい会館	和室1	160
		和室2	160
		小会議室	510
		大会議室	750
	奈良市朱雀地域ふれあい会館	和室	200
		集会室A	290
		集会室B	350
	奈良市東市地域ふれあい会館	応接室	100
	和室1	100	
	和室2	140	
	小会議室	500	

現行	改正案		
		大会議室A	340
		大会議室B	400
	奈良市左京地域ふれあい会館	和室	240
		小会議室	240
		大会議室A	390
		大会議室B	420
	奈良市青和地域ふれあい会館	和室	300
		会議室	200
		集会室	670
	奈良市佐保川地域ふれあい会館	和室1	130
		和室2	200
		小会議室	210
		大会議室A	250
		大会議室B	310
	奈良市辰市地域ふれあい会館	和室	300
		小会議室	470
		大会議室A	320
		大会議室B	400
奈良市月瀬地域ふれあい会館	和室1	250	
	和室2	250	
	和室3	310	
奈良市西大寺北地域ふれあい会館	和室	310	
	小会議室	520	

現行	改正案		
		大会議室A	380
		大会議室B	400
	奈良市佐保台地域ふれあい会館	和室	130
		洋室	130
		会議室	620
		多目的室	660
	備考 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。		

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
小学校	略	略	小学校	略	略
中学校	略	略	中学校	略	略
	奈良市立興東中学校	奈良市大柳生町4,736番地・奈良市須川町1,968番地の2		奈良市立興東中学校	奈良市大柳生町832番地
	略	略		略	略
高等学校	略	略	高等学校	略	略
幼稚園	略	略	幼稚園	略	略

奈良市水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>奈良市水道事業の設置等に関する条例 (設置)</p>	<p>奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (設置)</p>
<p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業及び簡易水道事業_____を設置する。</p>	<p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業及び簡易水道事業(以下「水道事業」という。)を設置する。 2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。)を設置する。</p>
<p>(地方公営企業法の適用)</p> <p>第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業_____に法の規定の全部を適用する。</p>	<p>(地方公営企業法の適用)</p> <p>第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業及び下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p>
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業(簡易水道事業を含む。以下同じ_____。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業(以下「水道事業等」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p>
<p>2 水道事業の経営に関して基本となるべき事項は、別表_____のとおりとする。</p>	<p>2 水道事業の経営に関して基本となるべき事項は、別表第1のとおりとする。 3 下水道事業の経営に関して基本となるべき事項は、別表第2のとおりとする。</p>
<p>(組織)</p> <p>第4条 法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業_を通じて水道事業管理者(以下「管理者」という。)1人を置く。 2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業等を通じて管理者を1人置き、その名称は、公営企業管理者(以下「管理者」という。)とする。 2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、企業局を置く。</p>

現行	改正案
<p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件<u>5千平方メートル</u>以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>	<p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>水道事業等</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件<u>5,000平方メートル</u>以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>
<p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により<u>水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p>	<p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により<u>水道事業等</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p>
<p>第7条 <u>水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p>	<p>第7条 <u>水道事業等</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p>
<p>第8条 管理者は、<u>水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を<u>5月31日</u>までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第8条 管理者は、<u>水道事業等</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を<u>5月31日</u>までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

現行				改正案			
(3) 前2号に掲げるもののほか <u>水道事業</u> の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項				(3) 前2号に掲げるもののほか <u>水道事業等</u> の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項			
3 略				3 略			
別表 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
略	略	略	略	略	略	略	略
別表第2 (第3条関係)				別表第2 (第3条関係)			
名称	計画処理区域	計画処理人口	計画1日最大処理水量	名称	計画処理区域	計画処理人口	計画1日最大処理水量
奈良市公共下水道事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域	人 356,409	立方メートル 192,711	奈良市農業集落排水事業	精華地区農業集落排水処理施設	1,470	485
	田原地区農業集落排水処理施設	2,100	693		米谷町の一部、中畑町の一部、興隆寺町の一部、南椿尾町の一部、北椿尾町の一部、菩提山町の一部、高樋町の一部、虚空蔵町の一部 横田町の一部、茗荷町の一部、矢田原町の一部、南田原町の一部、中之庄町		

現行	改正案			
		の一部、中貫町の一部、大野町の一部、日笠町の一部、沓掛町の一部、此瀬町の一部、和田町の一部、須山町の一部、田原春日野町の一部		
	石打地区農業集落排水処理施設	月ヶ瀬石打の一部	660	218
	尾山地区農業集落排水処理施設	月ヶ瀬尾山の一部	770	255
	長引地区農業集落排水処理施設	月ヶ瀬長引の一部	240	80
	東部第1地区農業集落排水処理施設	大柳生町の一部、阪原町の一部、須川町の一部、狭川両町の一部、西狭川町の一部、狭川東町の一部、下狭川町の一部	2,610	861
	東部第2地区農業集落排水処理施設	柳生町の一部、柳生下町の一部、興ヶ原町の一部、水間町の一部、大保町の一部、邑地町の一部、丹生町の一部	2,430	801

奈良市下水道条例 新旧対照表

現行	改正案
目次	目次
第1章 総則（第1条—第4条）	第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 排水設備（第5条—第10条）	第2章 排水設備（第5条—第10条）
第3章 除害施設（第11条—第14条）	第3章 除害施設（第11条—第14条）
第4章 公共下水道の使用（第15条—第27条）	第4章 公共下水道の使用（第15条—第27条）
第5章 <u>都市下水路（第28条）</u>	第5章 <u>削除</u>
第6章 下水道の敷地の占用（第29条—第35条）	第6章 下水道の敷地の占用（第29条—第35条）
第7章 雑則（第36条—第41条）	第7章 雑則（第36条—第41条）
第8章 罰則（第42条—第45条）	第8章 罰則（第42条—第45条）
附則	附則
（目的）	（目的）
第1条 この条例は、法令に定めるものを除くほか、本市の下水道の <u>設置そ</u>	第1条 この条例は、法令に定めるものを除くほか、本市の下水道の_____
の <u>他の管理</u> に関し必要な事項を定めることを目的とする。	_____管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（ <u>設置</u> ）	第2条 <u>削除</u>
第2条 <u>市民の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資</u>	第2条 <u>削除</u>
する <u>ため、本市に下水道を設置する。</u>	（用語の定義）
（用語の定義）	第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該
第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該	各号に定めるところによる。
各号に定めるところによる。	（1）～（4） 略
（1）～（4） 略	（5） 下水道 法第2条第2号に規定する下水道_____
（5） 下水道 法第2条第2号に規定する下水道_____	（法第2条第5号に規定
_____をいう。	する <u>都市下水路を除く。</u> ）をいう。
（6）～（8） 略	（6）～（8） 略
（9） <u>都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。</u>	（9） <u>排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。</u>
（10） <u>排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。</u>	

現行	改正案
<p>(11) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。</p> <p>(12) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。</p> <p>(13) 一般排水 公共下水道に排除される汚水のうち、中間排水及び特定排水以外のものをいう。</p> <p>(14) 中間排水 工場その他の事業所（公衆浴場、共同浴場及び市長_____が認める公共又は公益関係の業種を除く。次号において同じ。）から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月300立方メートルを超え750立方メートル以下の部分をいう。</p> <p>(15) 特定排水 工場その他の事業所から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月750立方メートルを超える部分をいう。</p> <p>(代理人の選定)</p>	<p>(10) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。</p> <p>(11) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。</p> <p>(12) 一般排水 公共下水道に排除される汚水のうち、中間排水及び特定排水以外のものをいう。</p> <p>(13) 中間排水 工場その他の事業所（公衆浴場、共同浴場及び公営企業管理者（以下「管理者」という。）が認める公共又は公益関係の業種を除く。次号において同じ。）から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月300立方メートルを超え750立方メートル以下の部分をいう。</p> <p>(14) 特定排水 工場その他の事業所から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月750立方メートルを超える部分をいう。</p> <p>(代理人の選定)</p>
<p>第4条 法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者（同項ただし書の規定により排水設備の設置義務の免除等の許可を受けた者を除く。）又は下水を排除して公共下水道若しくは都市下水路を使用する者は、本市内に居住しないときその他市長_____が必要と認めるときは、法令又はこの条例に定める事項を処理するため、本市内に居住する者のうちから代理人を選定し、これを市長_____に届け出なければならない。代理人を変更したときも、同様とする。</p>	<p>第4条 法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者（同項ただし書の規定により排水設備の設置義務の免除等の許可を受けた者を除く。）又は下水を排除して公共下水道_____を使用する者は、本市内に居住しないときその他管理者_____が必要と認めるときは、法令又はこの条例に定める事項を処理するため、本市内に居住する者のうちから代理人を選定し、これを管理者_____に届け出なければならない。代理人を変更したときも、同様とする。</p>
<p>2 略</p> <p>(排水設備の計画の確認)</p>	<p>2 略</p> <p>(排水設備の計画の確認)</p>
<p>第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が法令及びこの条例に規定する排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合するものであることについて、市長_____の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。ただし、第36条第1項の規定により本市に排水設備の新設等の工事を委託した場合には、この限りでない。</p>	<p>第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が法令及びこの条例に規定する排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合するものであることについて、管理者_____の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。ただし、第36条第1項の規定により本市に排水設備の新設等の工事を委託した場合には、この限りでない。</p>

現行	改正案
<p>(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)</p> <p>第6条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、法令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の取付ますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備を使用して下水を排除する場合における当該他人の排水設備を含む。以下本条において「取付ます等」という。）に固着させること。ただし、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場その他<u>市長</u>が必要と認める工場又は事業場から下水を流入させる場合は、汚水と雨水を分離した構造の排水設備とし、それぞれ取付ます等に固着させること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 公共下水道（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備を使用して下水を排除する場合における当該他人の排水設備を含む。以下本号において同じ。）の取付ます及び取付管の箇所数は、合流式の公共下水道にあつては一の敷地につき1箇所とし、第1号ただし書の規定に該当する場合及び分流式の公共下水道にあつては汚水を排除すべき取付ます及び取付管と雨水を排除すべき取付ます及び取付管とを区分し、それぞれ一の敷地につき1箇所とする。ただし、建築物の立地状況その他の理由により、これにより難いと<u>市長</u>が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及びこう配は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>	<p>(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)</p> <p>第6条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、法令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の取付ますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備を使用して下水を排除する場合における当該他人の排水設備を含む。以下本条において「取付ます等」という。）に固着させること。ただし、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場その他<u>管理者</u>が必要と認める工場又は事業場から下水を流入させる場合は、汚水と雨水を分離した構造の排水設備とし、それぞれ取付ます等に固着させること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 公共下水道（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備を使用して下水を排除する場合における当該他人の排水設備を含む。以下本号において同じ。）の取付ます及び取付管の箇所数は、合流式の公共下水道にあつては一の敷地につき1箇所とし、第1号ただし書の規定に該当する場合及び分流式の公共下水道にあつては汚水を排除すべき取付ます及び取付管と雨水を排除すべき取付ます及び取付管とを区分し、それぞれ一の敷地につき1箇所とする。ただし、建築物の立地状況その他の理由により、これにより難いと<u>管理者</u>が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及びこう配は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>

現行			改正案		
<p>ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p>			<p>ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p>		
排水人口 (単位 人)	配水管の内径 (単位 ミリメートル)	こう配	排水人口 (単位 人)	配水管の内径 (単位 ミリメートル)	こう配
略	略	略	略	略	略
<p>(6) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p>			<p>(6) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p>		
排水面積 (単位 平方メートル)	配水管の内径 (単位 ミリメートル)	こう配	排水面積 (単位 平方メートル)	配水管の内径 (単位 ミリメートル)	こう配
略	略	略	略	略	略
<p>(7) 下水の排出量の特により多い箇所の排水管の内径は、前2号の規定にかかわらず、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>			<p>(7) 下水の排出量の特により多い箇所の排水管の内径は、前2号の規定にかかわらず、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>		

現行		改正案	
排水量（1日平均） （単位 立方メートル）	配水管の内径 （単位 ミリメートル）	排水量（1日平均） （単位 立方メートル）	配水管の内径 （単位 ミリメートル）
略	略	略	略
<p>（排水設備の工事の実施等）</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事は、第36条第1項の規定により本市が委託を受けて行う場合を除き、当該工事について技能を有すると<u>市長</u>が指定した者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行い、又は行わせてはならない。</p> <p>2 排水設備指定工事店は、排水設備の新設等の設計及び工事の監督管理については、当該設計等について技能を有すると<u>市長</u>が認定し、かつ、登録をした者（以下「排水設備工事責任技術者」という。）でなければ行わせてはならない。</p> <p>（排水設備のしゅん工検査）</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事を行つた排水設備指定工事店は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、しゅん工検査を受けなければならない。この場合において、しゅん工検査に特別の費用を要したときは、その工事を行つた排水設備指定工事店がその費用を負担しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第11条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除された汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他の必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、<u>規則</u>で定める量又は水質の汚水を排除する場合には、次に定める基準のうち<u>規則</u>で定める項目は適用しない。</p>		<p>（排水設備の工事の実施等）</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事は、第36条第1項の規定により本市が委託を受けて行う場合を除き、当該工事について技能を有すると<u>管理者</u>が指定した者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行い、又は行わせてはならない。</p> <p>2 排水設備指定工事店は、排水設備の新設等の設計及び工事の監督管理については、当該設計等について技能を有すると<u>管理者</u>が認定し、かつ、登録をした者（以下「排水設備工事責任技術者」という。）でなければ行わせてはならない。</p> <p>（排水設備のしゅん工検査）</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事を行つた排水設備指定工事店は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、しゅん工検査を受けなければならない。この場合において、しゅん工検査に特別の費用を要したときは、その工事を行つた排水設備指定工事店がその費用を負担しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第11条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除された汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他の必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、<u>管理者</u>が定める量又は水質の汚水を排除する場合には、次に定める基準のうち<u>管理者</u>が定める項目は適用しない。</p>	

現行	改正案
<p>(1)～(10) 略 (停止命令等)</p> <p>第11条の4 <u>市長</u>は、前2条の規定に違反して公共下水道（前条に規定する場合にあつては、終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続するものに限る。本条、第13条第1項及び第14条において同じ。）に下水を排除する者に対し、除害施設の設置その他の必要な措置をすることを命じ、その命令に従わないときは、公共下水道への下水の排除を停止することを命ずることができる。</p> <p>(除害施設の設置等の届出)</p> <p>第12条 第11条の2及び第11条の3の規定により除害施設の設置その他の必要な措置をしようとする者は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の措置をした者（以下「除害施設設置者等」という。）は、当該除害施設の設置の工事又は当該必要な措置が完了した日から14日以内に、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(除害施設等の管理)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 除害施設設置者等は、除害施設の維持管理その他の下水の適正な排除に関する業務を担当する除害施設等管理責任者を選任し、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。除害施設等管理責任者を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(事故防止等)</p> <p>第14条 除害施設設置者等その他<u>市長</u>が必要と認める者は、除害施設の事故その他の理由により第11条の2各号又は第11条の3各号に定める基準に適合しない水質の下水が公共下水道に流入するおそれのあるとき又は流入したときに、その流入を停止することができるバルブ、ゲートその他の設備を設けなければならない。</p>	<p>(1)～(10) 略 (停止命令等)</p> <p>第11条の4 <u>管理者</u>は、前2条の規定に違反して公共下水道（前条に規定する場合にあつては、終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続するものに限る。本条、第13条第1項及び第14条において同じ。）に下水を排除する者に対し、除害施設の設置その他の必要な措置をすることを命じ、その命令に従わないときは、公共下水道への下水の排除を停止することを命ずることができる。</p> <p>(除害施設の設置等の届出)</p> <p>第12条 第11条の2及び第11条の3の規定により除害施設の設置その他の必要な措置をしようとする者は、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の措置をした者（以下「除害施設設置者等」という。）は、当該除害施設の設置の工事又は当該必要な措置が完了した日から14日以内に、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(除害施設等の管理)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 除害施設設置者等は、除害施設の維持管理その他の下水の適正な排除に関する業務を担当する除害施設等管理責任者を選任し、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。除害施設等管理責任者を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(事故防止等)</p> <p>第14条 除害施設設置者等その他<u>管理者</u>が必要と認める者は、除害施設の事故その他の理由により第11条の2各号又は第11条の3各号に定める基準に適合しない水質の下水が公共下水道に流入するおそれのあるとき又は流入したときに、その流入を停止することができるバルブ、ゲートその他の設備を設けなければならない。</p>

現行	改正案
<p>2 除害施設設置者等その他<u>市長</u>が必要と認める者は、除害施設の事故その他の理由により汚水排除基準に適合しない水質の汚水が公共下水道に流入するおそれのあるとき又は流入したときは、応急の措置を講じ、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>2 除害施設設置者等その他<u>管理者</u>が必要と認める者は、除害施設の事故その他の理由により汚水排除基準に適合しない水質の汚水が公共下水道に流入するおそれのあるとき又は流入したときは、応急の措置を講じ、速やかにその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>
<p>(使用開始等の届出)</p>	<p>(使用開始等の届出)</p>
<p>第16条 法第11条の2の規定により届出をする場合を除き、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとする者は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、雨水のみを排除しようとするときは、この限りでない。</p>	<p>第16条 法第11条の2の規定により届出をする場合を除き、公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとする者は、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、雨水のみを排除しようとするときは、この限りでない。</p>
<p>(公共下水道の一時使用)</p>	<p>(公共下水道の一時使用)</p>
<p>第17条 土木又は建築に関する工事の施行に伴う下水を排除するため一時的に公共下水道を使用しようとする者その他下水を排除して一時的に公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p>	<p>第17条 土木又は建築に関する工事の施行に伴う下水を排除するため一時的に公共下水道を使用しようとする者その他下水を排除して一時的に公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。</p>
<p>(汚水排出量の認定)</p>	<p>(汚水排出量の認定)</p>
<p>第19条 汚水排出量は、次の各号に定めるところにより認定するものとする。</p>	<p>第19条 汚水排出量は、次の各号に定めるところにより認定するものとする。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 水道水以外の水を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水以外の水の使用又は排水の態様を勘案して、<u>市長</u>が認定する。</p>	<p>(2) 水道水以外の水を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水以外の水の使用又は排水の態様を勘案して、<u>管理者</u>が認定する。</p>
<p>(3) 第17条の規定により許可を受けて一時的に公共下水道を使用した場合の汚水排出量は、当該工事の内容、下水の排除の方法その他の態様を勘案して、<u>市長</u>が認定する。</p>	<p>(3) 第17条の規定により許可を受けて一時的に公共下水道を使用した場合の汚水排出量は、当該工事の内容、下水の排除の方法その他の態様を勘案して、<u>管理者</u>が認定する。</p>
<p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、地下湧水^{ゆう}その他の下水を排除した場合の汚水排出量は、排水その他の態様を勘案して、<u>市長</u>が認定する。</p>	<p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、地下湧水^{ゆう}その他の下水を排除した場合の汚水排出量は、排水その他の態様を勘案して、<u>管理者</u>が認定する。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、製氷業その他<u>市長</u>が認める業を営む場合</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、製氷業その他<u>管理者</u>が認める業を営む場合</p>

現行	改正案
<p>で、当該営業に伴い使用する水の量が汚水排出量と著しく異なるときは、<u>市長</u>は、当該営業を営む者の申告及び排水その他の態様を勘案して、汚水排出量を認定することができる。</p> <p>(特定排水の水質の認定)</p>	<p>で、当該営業に伴い使用する水の量が汚水排出量と著しく異なるときは、<u>管理者</u>は、当該営業を営む者の申告及び排水その他の態様を勘案して、汚水排出量を認定することができる。</p> <p>(特定排水の水質の認定)</p>
<p>第20条 第18条第2項に規定する特定排水の水質は、<u>市長</u>が認定する。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p>	<p>第20条 第18条第2項に規定する特定排水の水質は、<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p>
<p>第21条 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する場合の使用料は、<u>市長</u>の定めるところにより徴収する。</p>	<p>第21条 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する場合の使用料は、<u>管理者</u>の定めるところにより徴収する。</p>
<p>2 前項の場合において、<u>市長</u>は、第17条の規定により許可を受けて下水を排除して、一時的に公共下水道を使用する者に対して、予定汚水排出量を算定し、当該予定汚水排出量に係る水量使用料を前納させることができる。</p> <p>3 前項の規定により前納した使用料は、当該一時的に公共下水道を使用する者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、又は<u>市長</u>が必要と認めたときに精算し、その結果、過払金又は不足金があつた場合は、還付し、又は追徴するものとする。</p> <p>(使用料算定のための資料の提出)</p>	<p>2 前項の場合において、<u>管理者</u>は、第17条の規定により許可を受けて下水を排除して、一時的に公共下水道を使用する者に対して、予定汚水排出量を算定し、当該予定汚水排出量に係る水量使用料を前納させることができる。</p> <p>3 前項の規定により前納した使用料は、当該一時的に公共下水道を使用する者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、又は<u>管理者</u>が必要と認めたときに精算し、その結果、過払金又は不足金があつた場合は、還付し、又は追徴するものとする。</p> <p>(使用料算定のための資料の提出)</p>
<p>第22条 <u>市長</u>は、汚水排出量の認定、特定排水の認定その他使用料算定に必要な限度において、使用料を納付すべき者に資料の提出を求めることができる。</p> <p>(計測装置の設置)</p>	<p>第22条 <u>管理者</u>は、汚水排出量の認定、特定排水の認定その他使用料算定に必要な限度において、使用料を納付すべき者に資料の提出を求めることができる。</p> <p>(計測装置の設置)</p>
<p>第23条 <u>市長</u>は、汚水排出量又は下水の水質を認定するため必要と認めるときは、その者の同意を得て他人の土地又は建築物に、当該汚水排出量の計量又は当該下水の水質の測定のための装置を設けることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>第23条 <u>管理者</u>は、汚水排出量又は下水の水質を認定するため必要と認めるときは、その者の同意を得て他人の土地又は建築物に、当該汚水排出量の計量又は当該下水の水質の測定のための装置を設けることができる。</p> <p>2 略</p>

現行	改正案
<p>(行為の許可等)</p> <p>第25条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、<u>規則で</u>定めるところにより、申請書を<u>市長</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。</p>	<p>(行為の許可等)</p> <p>第25条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、<u>管理者が</u>定めるところにより、申請書を<u>管理者</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。</p>
<p>2 略</p> <p>(許可を要しない軽微な変更等)</p> <p>第26条 法第24条第1項に規定する条例で定める軽微な変更は、同項の規定により許可を受けた者が、当該許可に係る施設又は工作物その他の物件を設ける目的に附随して行う変更で、当該施設又は工作物その他の物件の地上に存する部分に、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件を添加することに伴うものとする。</p> <p>2 令第16条に規定する軽微な行為をしようとする者又は前項に規定する軽微な変更をしようとする者は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>2 略</p> <p>(許可を要しない軽微な変更等)</p> <p>第26条 法第24条第1項に規定する条例で定める軽微な変更は、同項の規定により許可を受けた者が、当該許可に係る施設又は工作物その他の物件を設ける目的に附随して行う変更で、当該施設又は工作物その他の物件の地上に存する部分に、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件を添加することに伴うものとする。</p> <p>2 令第16条に規定する軽微な行為をしようとする者又は前項に規定する軽微な変更をしようとする者は、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>
<p><u>第5章 都市下水路</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第28条 第24条、第25条第1項、第26条及び第27条の規定は、都市下水路に</p>	<p><u>第5章 削除</u></p> <p>第28条 削除</p>
<p>ついて準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と、「令第16条」とあるのは「令第19条」と、「法第24条第1項」とあるのは「法第29条第1項」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(占用の許可)</p> <p>第29条 工作物その他の物件を設けることにより下水道の敷地を占用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、<u>市長</u>は、当該下水道の敷地の占用が下水道の管理上支障がないと認めるときは、許可することができる。</p>	<p>(占用の許可)</p> <p>第29条 工作物その他の物件を設けることにより下水道の敷地を占用しようとする者は、<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、<u>管理者</u>は、当該下水道の敷地の占用が下水道の管理上支障がないと認めるときは、許可することができる。</p>

現行	改正案
<p>(占有の期間) 第30条 下水道の敷地の占有期間は、10年以内で<u>市長</u>が定める。占有期間を更新しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(占有の期間) 第30条 下水道の敷地の占有期間は、10年以内で<u>管理者</u>が定める。占有期間を更新しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(権利の譲渡等の禁止) 第31条 第29条の規定による許可を受けて下水道の敷地を占有する者(以下「占有者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、<u>市長</u>の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>(権利の譲渡等の禁止) 第31条 第29条の規定による許可を受けて下水道の敷地を占有する者(以下「占有者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、<u>管理者</u>の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>(無断占有に対する処置) 第33条 <u>市長</u>は、第29条の規定による許可を受けないで下水道の敷地を占有する者又は第31条の規定に違反して下水道の敷地を占有する者に対して、直ちに当該敷地の占有を停止し、工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することを命ずることができる。</p>	<p>(無断占有に対する処置) 第33条 <u>管理者</u>は、第29条の規定による許可を受けないで下水道の敷地を占有する者又は第31条の規定に違反して下水道の敷地を占有する者に対して、直ちに当該敷地の占有を停止し、工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することを命ずることができる。</p>
<p>(占有許可の取消し等) 第34条 <u>市長</u>は、占有者が次の各号の一に該当するときは、下水道の敷地の占有の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を附することができる。 (1)・(2) 略 (3) 第31条の規定による<u>市長</u>の承認を受けないで、その権利を他に譲渡し、又は転貸したとき。</p>	<p>(占有許可の取消し等) 第34条 <u>管理者</u>は、占有者が次の各号の一に該当するときは、下水道の敷地の占有の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を附することができる。 (1)・(2) 略 (3) 第31条の規定による<u>管理者</u>の承認を受けないで、その権利を他に譲渡し、又は転貸したとき。</p>
<p>(4) 略 2 <u>市長</u>は、下水道の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、下水道の敷地の占有の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を附することができる。 (原状回復)</p>	<p>(4) 略 2 <u>管理者</u>は、下水道の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、下水道の敷地の占有の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を附することができる。 (原状回復)</p>
<p>第35条 占有者は、下水道の敷地の占有期間が満了した場合又は当該占有を廃止した場合若しくは前条の規定により占有の許可を取り消された場合は、下水道の敷地を占有している工作物その他の物件を撤去して原状に回</p>	<p>第35条 占有者は、下水道の敷地の占有期間が満了した場合又は当該占有を廃止した場合若しくは前条の規定により占有の許可を取り消された場合は、下水道の敷地を占有している工作物その他の物件を撤去して原状に回</p>

現行	改正案
<p>復し、<u>市長</u>の検査を受けなければならない。ただし、原状に回復することが不相当と<u>市長</u>が認めた場合においては、この限りでない。</p>	<p>復し、<u>管理者</u>の検査を受けなければならない。ただし、原状に回復することが不相当と<u>管理者</u>が認めた場合においては、この限りでない。</p>
<p>2 前項の規定により下水道の敷地を原状に回復しようとする占有者は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>2 前項の規定により下水道の敷地を原状に回復しようとする占有者は、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>
<p>3 <u>市長</u>は、第33条の命令に従わない者又は第1項の規定による義務を履行しない占有者がある場合は、その者に代わつて当該敷地を占有する工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することができる。この場合において、当該命令に従わない者又は占有者は、その費用を負担しなければならない。</p>	<p>3 <u>管理者</u>は、第33条の命令に従わない者又は第1項の規定による義務を履行しない占有者がある場合は、その者に代わつて当該敷地を占有する工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することができる。この場合において、当該命令に従わない者又は占有者は、その費用を負担しなければならない。</p>
<p>(工事等の委託)</p>	<p>(工事等の委託)</p>
<p>第36条 排水設備若しくは第10条の規定による取付ます及び取付管又は第15条第1項に規定する水洗便所の新設等の工事の設計及び施行は、本市に委託することができる。</p>	<p>第36条 排水設備若しくは第10条の規定による取付ます及び取付管又は第15条第1項に規定する水洗便所の新設等の工事の設計及び施行は、本市に委託することができる。</p>
<p>2 前項の規定により工事の施行を委託した者は、工事費概算額を前納しなければならない。ただし、官公署その他<u>市長</u>がその必要がないと認めた者については、この限りでない。</p>	<p>2 前項の規定により工事の施行を委託した者は、工事費概算額を前納しなければならない。ただし、官公署その他<u>管理者</u>がその必要がないと認めた者については、この限りでない。</p>
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>
<p>(使用料等の免除等)</p>	<p>(使用料等の免除等)</p>
<p>第39条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例に規定する使用料、手数料その他の金額の全部若しくは一部の徴収を免除し、又は猶予することができる。</p>	<p>第39条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例に規定する使用料、手数料その他の金額の全部若しくは一部の徴収を免除し、又は猶予することができる。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>
<p>(罰則)</p>	<p>(罰則)</p>
<p>第42条 次の各号の一に該当する者には、50,000円以下の過料を科する。</p>	<p>第42条 次の各号の一に該当する者には、50,000円以下の過料を科する。</p>
<p>(1)～(7) 略</p>	<p>(1)～(7) 略</p>
<p>(8) 第24条(第28条において準用する場合を含む。)の規定に違反した</p>	<p>(8) 第24条_____の規定に違反した</p>

現行	改正案
<p>者</p> <p>第43条 次の各号の一に該当する者には、10,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなかつた者</p>	<p>者</p> <p>第43条 次の各号の一に該当する者には、10,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第26条第2項_____の規定による届出を行わなかつた者</p>

奈良市行政組織条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>建設部</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 道路その他の土木に関する事。(2) 公共用地の取得に関する事。<u>(3) 下水道に関する事。</u>(4) 河川に関する事。(5) 建築に関する事。(6) 住宅に関する事。	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>建設部</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 道路その他の土木に関する事。(2) 公共用地の取得に関する事。<u>(3) 削除</u>(4) 河川に関する事。(5) 建築に関する事。(6) 住宅に関する事。

奈良市職員定数条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,054</u>人</p> <p>(2) 公営企業の事務部局の職員 <u>210</u>人</p> <p>(3) 議会の事務部局の職員 20人</p> <p>(4) 教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員 477人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人</p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 8人</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人</p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(9) 消防職員 412人</p> <p>(10) 計 3,200人</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,011</u>人</p> <p>(2) 公営企業の事務部局の職員 <u>253</u>人</p> <p>(3) 議会の事務部局の職員 20人</p> <p>(4) 教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員 477人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人</p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 8人</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人</p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(9) 消防職員 412人</p> <p>(10) 計 3,200人</p>

奈良市常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="203 325 1106 405"><u>奈良市常勤の監査委員及び水道事業の管理者の退職手当の特例に関する条例</u></p> <p data-bbox="165 416 248 448">(趣旨)</p> <p data-bbox="120 459 1106 539">第1条 この条例は、常勤の監査委員及び<u>水道事業の管理者</u>の退職手当の特例について定めるものとする。</p> <p data-bbox="165 550 920 582">(常勤の監査委員及び<u>水道事業の管理者</u>の退職手当の特例)</p> <p data-bbox="120 593 1106 802">第2条 平成24年7月1日において常勤の監査委員及び<u>水道事業の管理者</u>の職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）第7条及び<u>奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例</u>（昭和41年奈良市条例第29号）第6条の規定にかかわらず、これを支給しない。</p>	<p data-bbox="1202 325 2105 405"><u>奈良市常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例に関する条例</u></p> <p data-bbox="1167 416 1249 448">(趣旨)</p> <p data-bbox="1120 459 2105 539">第1条 この条例は、常勤の監査委員及び<u>公営企業の管理者</u>の退職手当の特例について定めるものとする。</p> <p data-bbox="1167 550 1921 582">(常勤の監査委員及び<u>公営企業の管理者</u>の退職手当の特例)</p> <p data-bbox="1120 593 2105 802">第2条 平成24年7月1日において常勤の監査委員及び<u>公営企業の管理者</u>の職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）第7条及び<u>奈良市公営企業管理者の給与に関する条例</u>（昭和41年奈良市条例第29号）第6条の規定にかかわらず、これを支給しない。</p>

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(手当の支給及び種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 下水処理作業手当</u></p> <p><u>(8)～(16) 略</u></p> <p><u>(下水処理作業手当)</u></p>	<p>(手当の支給及び種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)～(15) 略</u></p>
<p>第9条 下水処理作業手当は、下水処理作業に従事する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。</p>	<p>第9条 削除</p>
<p>2 前項の手当の額は、日額600円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(重複支給の禁止)</p> <p>第20条 下水処理作業手当又は道路舗装等作業手当を受ける職員には、災害復旧等業務手当は支給しない。</p>	<p>(重複支給の禁止)</p> <p>第20条 _____道路舗装等作業手当を受ける職員には、災害復旧等業務手当は支給しない。</p>

奈良市特別会計条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p>
<p><u>(1)</u> 奈良市下水道事業費特別会計 下水道事業</p>	
<p><u>(2)</u> 奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計 同和対策事業</p>	<p><u>(1)</u> 奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計 同和対策事業</p>
<p><u>(3)</u> 奈良市土地区画整理事業特別会計 土地区画整理事業</p>	<p><u>(2)</u> 奈良市土地区画整理事業特別会計 土地区画整理事業</p>
<p><u>(4)</u> 奈良市市街地再開発事業特別会計 市街地再開発事業</p>	<p><u>(3)</u> 奈良市市街地再開発事業特別会計 市街地再開発事業</p>
<p><u>(5)</u> 奈良市公共用地取得事業特別会計 公共用地取得事業</p>	<p><u>(4)</u> 奈良市公共用地取得事業特別会計 公共用地取得事業</p>
<p><u>(6)</u> 奈良市駐車場事業特別会計 駐車場事業</p>	<p><u>(5)</u> 奈良市駐車場事業特別会計 駐車場事業</p>
<p><u>(7)</u> 奈良市針テラス事業特別会計 針テラス事業</p>	<p><u>(6)</u> 奈良市針テラス事業特別会計 針テラス事業</p>

奈良市営駐車場条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表第2（第4条関係） 1 入庫した日に出庫する場合の駐車料金（定期利用を除く。）（1台につき）			別表第2（第4条関係） 1 入庫した日に出庫する場合の駐車料金（定期利用を除く。）（1台につき）		
区分	駐車時間	駐車料金	区分	駐車時間	駐車料金
公共施設利用者	1時間以内の場合	無料	公共施設利用者	1時間以内の場合	無料
	1時間を超える場合	800円		1時間を超える場合	800円
公共施設利用者以外の者		2,000円	公共施設利用者以外の者		2,000円
備考 この表において「公共施設利用者」とは、入庫した日に西部出張所、西部会館市民ホール、西部公民館又は水道局西部営業所を利用する者をいう。			備考 この表において「公共施設利用者」とは、入庫した日に西部出張所、西部会館市民ホール又は西部公民館を利用する者をいう。		
2・3 略			2・3 略		

現行	改正案
<p>ないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p>	<p>ないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p>
<p>(2)～(5) 略 (処理施設の構造の技術上の基準)</p>	<p>(2)～(5) 略 (処理施設の構造の技術上の基準)</p>
<p>第5条 第3条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第5条 第3条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 略 (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第7条第6号において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則で</u>定める措置が講じられていること。 (終末処理場の維持管理)</p>	<p>(1) 略 (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第7条第6号において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>管理者が</u>定める措置が講じられていること。 (終末処理場の維持管理)</p>
<p>第7条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p>	<p>第7条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p>
<p>(1)～(5) 略 (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則で</u>定める措置を講じること。 <u>(都市下水路の構造の技術上の基準)</u></p>	<p>(1)～(5) 略 (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>管理者が</u>定める措置を講じること。</p>
<p>第8条 <u>第3条、第4条及び第6条の規定は、法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の技術上の基準について準用する。</u></p>	
<p><u>(都市下水路の維持管理の技術上の基準)</u></p>	
<p>第9条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、1年に1回以上のしゅんせつを行うこととする。ただし、<u>下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。</u></p>	

奈良市農業集落排水処理施設条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市農業集落地域における排水処理施設の<u>設置及び管理</u>に関し必要な事項を定めて、その整備を図り、もって農業集落地域における農業用排水の水質保全及び生活環境の改善に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 汚水 し尿又は雑排水(工場廃水、雨水その他の<u>市長</u>が指定する特殊な排水を除く。)をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>(排水処理施設の設置)</u></p> <p>第3条 <u>本市に排水処理施設を設置する。</u></p> <p>2 <u>排水処理施設の名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。</u></p> <p>(供用開始の告示等)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除し、処理すべき区域その他必要な事項を告示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(排水設備の設置等)</p> <p>第5条 排水処理施設の供用が開始された場合においては、当該排水処理施設の処理区域内の建築物の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その建築物の汚水を排水処理施設に流入させるために必要な排水管、排水きよその他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により<u>市長</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市農業集落地域における排水処理施設の_____管理に関し必要な事項を定めて、その整備を図り、もって農業集落地域における農業用排水の水質保全及び生活環境の改善に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 汚水 し尿又は雑排水(工場廃水、雨水その他の<u>公営企業管理者(以下「管理者」という。)</u>が指定する特殊な排水を除く。)をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第3条 削除</p> <p>(供用開始の告示等)</p> <p>第4条 <u>管理者</u>は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除し、処理すべき区域その他必要な事項を告示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(排水設備の設置等)</p> <p>第5条 排水処理施設の供用が開始された場合においては、当該排水処理施設の処理区域内の建築物の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その建築物の汚水を排水処理施設に流入させるために必要な排水管、排水きよその他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により<u>管理者</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>

現行	改正案
<p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第6条 処理区域内において、排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が第9条に規定する排水設備の設置及び構造の基準に適合するものであることについて、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(排水設備のしゅん工検査)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事を行った排水設備指定工事店は、その工事が完了した日から5日以内に、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る工事が次条の基準に適合しているかどうかを検査しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(水洗便所への改造義務)</p> <p>第11条 処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第4条の規定により告示された排水処理施設の供用を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（排水管が排水処理施設に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取り便所を水洗便所に改造すべきことを命じることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定である場合その他<u>市長</u>がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第12条 排水処理施設の使用を開始し、廃止し、若しくは休止し、又はその使用を再開しようとする者は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第6条 処理区域内において、排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が第9条に規定する排水設備の設置及び構造の基準に適合するものであることについて、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(排水設備のしゅん工検査)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事を行った排水設備指定工事店は、その工事が完了した日から5日以内に、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る工事が次条の基準に適合しているかどうかを検査しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(水洗便所への改造義務)</p> <p>第11条 処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第4条の規定により告示された排水処理施設の供用を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（排水管が排水処理施設に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取り便所を水洗便所に改造すべきことを命じることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定である場合その他<u>管理者</u>がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第12条 排水処理施設の使用を開始し、廃止し、若しくは休止し、又はその使用を再開しようとする者は、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>

現行	改正案
<p>(排水設備の検査)</p> <p>第13条 <u>市長</u>は、排水処理施設の機能及び構造を保全し、又は排水処理施設からの放流水の水質について浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び<u>市長</u>が別に定める排水基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして処理区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用制限)</p> <p>第14条 <u>市長</u>は、排水処理施設に関する工事を施工する場合その他やむを得ない理由があるときは、処理区域の全部又は一部の区域を指定して、当該排水処理施設の使用を一時制限することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定により排水処理施設の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあってはその時間を、あらかじめ、関係者に周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第16条 使用者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、<u>別表第2</u>の左欄に掲げる排水処理施設に排除された汚水の量（以下「汚水排出量」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(排水設備の検査)</p> <p>第13条 <u>管理者</u>は、排水処理施設の機能及び構造を保全し、又は排水処理施設からの放流水の水質について浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び<u>管理者</u>が別に定める排水基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして処理区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用制限)</p> <p>第14条 <u>管理者</u>は、排水処理施設に関する工事を施工する場合その他やむを得ない理由があるときは、処理区域の全部又は一部の区域を指定して、当該排水処理施設の使用を一時制限することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定により排水処理施設の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあってはその時間を、あらかじめ、関係者に周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第16条 使用者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、<u>別表</u>の左欄に掲げる排水処理施設に排除された汚水の量（以下「汚水排出量」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

現行	改正案
<p>(使用料の減免等)</p> <p>第17条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部の徴収を免除し、又は猶予することができる。</p>	<p>(使用料の減免等)</p> <p>第17条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部の徴収を免除し、又は猶予することができる。</p>
<p>(汚水排出量の認定)</p>	<p>(汚水排出量の認定)</p>
<p>第18条 汚水排出量は、次に定めるところにより認定するものとする。</p>	<p>第18条 汚水排出量は、次に定めるところにより認定するものとする。</p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水以外の水の使用又は排水の態様を勘案して、<u>市長</u>が認定する。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、地下湧水^{ゆう}その他の汚水を排除した場合の汚水排出量は、排水その他の態様を勘案して、<u>市長</u>が認定する。</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水以外の水の使用又は排水の態様を勘案して、<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、地下湧水^{ゆう}その他の汚水を排除した場合の汚水排出量は、排水その他の態様を勘案して、<u>管理者</u>が認定する。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、営業に伴い使用する水の量が汚水排出量と著しく異なるときは、<u>市長</u>は、当該営業を営む者の申告及び排水その他の態様を勘案して、汚水排出量を認定することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、営業に伴い使用する水の量が汚水排出量と著しく異なるときは、<u>管理者</u>は、当該営業を営む者の申告及び排水その他の態様を勘案して、汚水排出量を認定することができる。</p>
<p>(使用料の徴収方法)</p>	<p>(使用料の徴収方法)</p>
<p>第19条 使用料は、次に定めるところにより徴収する。</p>	<p>第19条 使用料は、次に定めるところにより徴収する。</p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1項第2号又は第3号に該当する場合の使用料は、<u>市長</u>の定めるところにより徴収する。</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1項第2号又は第3号に該当する場合の使用料は、<u>管理者</u>の定めるところにより徴収する。</p>
<p>(使用料算定のための資料の提出)</p>	<p>(使用料算定のための資料の提出)</p>
<p>第20条 <u>市長</u>は、汚水排出量の認定その他使用料算定に必要な限度において、使用料を納付すべき者に資料の提出を求めることができる。</p>	<p>第20条 <u>管理者</u>は、汚水排出量の認定その他使用料算定に必要な限度において、使用料を納付すべき者に資料の提出を求めることができる。</p>
<p>(計測装置の設置)</p>	<p>(計測装置の設置)</p>
<p>第21条 <u>市長</u>は、汚水排出量を認定するため必要と認めるときは、その者の同意を得て他人の土地又は建築物に、当該汚水排出量の計量のための装置を設けることができる。</p>	<p>第21条 <u>管理者</u>は、汚水排出量を認定するため必要と認めるときは、その者の同意を得て他人の土地又は建築物に、当該汚水排出量の計量のための装置を設けることができる。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

現行	改正案																
<p>(委任) 第24条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 別表第1 (第3条関係)</p>	<p>(委任) 第24条 この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 368 512 437">名称</th> <th data-bbox="521 368 1099 437">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 443 512 571">精華地区農業集落排水処理施設</td> <td data-bbox="521 443 1099 571">奈良市米谷町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、北椿尾町、菩提山町、高樋町、虚空蔵町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 577 512 769">田原地区農業集落排水処理施設</td> <td data-bbox="521 577 1099 769">奈良市横田町、茗荷町、矢田原町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、田原春日野町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 775 512 903">石打地区農業集落排水処理施設</td> <td data-bbox="521 775 1099 903">奈良市月ヶ瀬石打</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 909 512 1037">尾山地区農業集落排水処理施設</td> <td data-bbox="521 909 1099 1037">奈良市月ヶ瀬尾山</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1043 512 1171">長引地区農業集落排水処理施設</td> <td data-bbox="521 1043 1099 1171">奈良市月ヶ瀬長引</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1177 512 1305">東部第1地区農業集落排水処理施設</td> <td data-bbox="521 1177 1099 1305">奈良市大柳生町、阪原町、須川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1311 512 1428">東部第2地区農業集落排水処理施設</td> <td data-bbox="521 1311 1099 1428">奈良市柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	精華地区農業集落排水処理施設	奈良市米谷町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、北椿尾町、菩提山町、高樋町、虚空蔵町	田原地区農業集落排水処理施設	奈良市横田町、茗荷町、矢田原町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、田原春日野町	石打地区農業集落排水処理施設	奈良市月ヶ瀬石打	尾山地区農業集落排水処理施設	奈良市月ヶ瀬尾山	長引地区農業集落排水処理施設	奈良市月ヶ瀬長引	東部第1地区農業集落排水処理施設	奈良市大柳生町、阪原町、須川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町	東部第2地区農業集落排水処理施設	奈良市柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町	
名称	位置																
精華地区農業集落排水処理施設	奈良市米谷町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、北椿尾町、菩提山町、高樋町、虚空蔵町																
田原地区農業集落排水処理施設	奈良市横田町、茗荷町、矢田原町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、田原春日野町																
石打地区農業集落排水処理施設	奈良市月ヶ瀬石打																
尾山地区農業集落排水処理施設	奈良市月ヶ瀬尾山																
長引地区農業集落排水処理施設	奈良市月ヶ瀬長引																
東部第1地区農業集落排水処理施設	奈良市大柳生町、阪原町、須川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町																
東部第2地区農業集落排水処理施設	奈良市柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町																

現行		改正案	
別表第2（第16条関係）		別表____（第16条関係）	
汚水排出量（1月につき）	使用料（1立方メートルにつき）	汚水排出量（1月につき）	使用料（1立方メートルにつき）
300立方メートル以下の分	108円	300立方メートル以下の分	108円
300立方メートルを超え750立方メートル以下の分	156円	300立方メートルを超え750立方メートル以下の分	156円
750立方メートルを超える分	198円	750立方メートルを超える分	198円
備考 市長が認める公共又は公益関係の施設に係る使用料は、汚水排出量が1月につき300立方メートルを超える分についても、1立方メートルにつき108円とする。		備考 管理者が認める公共又は公益関係の施設に係る使用料は、汚水排出量が1月につき300立方メートルを超える分についても、1立方メートルにつき108円とする。	

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(助成の対象)</p> <p>第2条 助成金の交付は、処理区域内における家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者で、当該区域において下水の処理を開始した日から3年以内に、くみ取り便所又は浄化槽と連結する便所を水洗便所に改造しようとするものに対して行う。</p> <p>2 前項に規定する期間を超える場合においても、その期間を超えることについて相当の理由があると<u>市長</u>が認めるときは、助成金を交付することができる。</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第3条 助成金の額は、水洗便所改造1件につき1万円とし、1戸1件に限るものとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認める者に対する助成金の額は、これを増額することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第4条 助成金の交付を受けようとする者は、<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>(助成金の返還等)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取消し、又は交付した助成金の金額の返還を命じることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号のほか、<u>市長</u>において助成の必要がないと認めたとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第2条 助成金の交付は、処理区域内における家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者で、当該区域において下水の処理を開始した日から3年以内に、くみ取り便所又は浄化槽と連結する便所を水洗便所に改造しようとするものに対して行う。</p> <p>2 前項に規定する期間を超える場合においても、その期間を超えることについて相当の理由があると<u>公営企業管理者</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)が認めるときは、助成金を交付することができる。</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第3条 助成金の額は、水洗便所改造1件につき1万円とし、1戸1件に限るものとする。ただし、<u>管理者</u>が特に必要と認める者に対する助成金の額は、これを増額することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第4条 助成金の交付を受けようとする者は、<u>管理者</u>に申請しなければならない。</p> <p>(助成金の返還等)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取消し、又は交付した助成金の金額の返還を命じることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号のほか、<u>管理者</u>において助成の必要がないと認めたとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(総則)</p> <p>第1条 <u>市長</u> は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る都市計画下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となつている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。</p> <p>2 <u>市長</u> は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行なわれた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行なわれたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(負担区の決定等)</p> <p>第3条 <u>市長</u> は、排水区域を土地の状況に応じて2以上の負担区に区分するものとする。</p> <p>2 <u>市長</u> は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称及び区域を告示しなければならない。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第5条 <u>市長</u> は、毎年度の当初に、その年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示しなければならない。</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 <u>公営企業管理者</u>（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る都市計画下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となつている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。</p> <p>2 <u>管理者</u> は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行なわれた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行なわれたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(負担区の決定等)</p> <p>第3条 <u>管理者</u> は、排水区域を土地の状況に応じて2以上の負担区に区分するものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u> は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称及び区域を告示しなければならない。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第5条 <u>管理者</u> は、毎年度の当初に、その年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>2 略 (負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、前条第1項の規定による告示の日現在における当該告示のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 略 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号の一に該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他<u>市長</u>において特に徴収猶予の必要があると認めるとき。</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(6) 略 (受益者に変更があつた場合の取扱い)</p> <p>第9条 第5条第1項の規定による告示の日後、受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届けたときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p>	<p>2 略 (負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、前条第1項の規定による告示の日現在における当該告示のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>管理者</u>は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 略 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他<u>管理者</u>において特に徴収猶予の必要があると認めるとき。</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(6) 略 (受益者に変更があつた場合の取扱い)</p> <p>第9条 第5条第1項の規定による告示の日後、受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届けたときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p>

現行	改正案
<p>(延滞金)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第10条 <u>管理者</u>は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例 新旧対照表

現行	改正案
(事業区域の決定等)	(事業区域の決定等)
第3条 <u>市長</u> は、事業区域を定めたときは、これを告示しなければならない。事業区域を変更するときも、また、同様とする。	第3条 <u>公営企業管理者</u> (以下「管理者」という。) は、事業区域を定めたときは、これを告示しなければならない。事業区域を変更するときも、また、同様とする。
(分担金の額)	(分担金の額)
第4条 受益者が負担する分担金の額は、当該受益者が次条の規定による告示の日現在において所有する建築物で同条の規定により告示された区域内に存するものについて、当該建築物ごとに別表に定めるところにより算定した分担金の額の合計額とする。	第4条 受益者が負担する分担金の額は、当該受益者が次条の規定による告示の日現在において所有する建築物で同条の規定により告示された区域内に存するものについて、当該建築物ごとに別表に定めるところにより算定した分担金の額の合計額とする。
2 略	2 略
3 <u>市長</u> は、一の敷地内に存する建築物に係る分担金の額が、当該建築物から排除される汚水の状態により他の建築物に係る分担金の額に比べ著しく均衡を失すると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、一の建築物について60万円を超えない範囲内において別に分担金の額を定めることができる。	3 <u>管理者</u> は、一の敷地内に存する建築物に係る分担金の額が、当該建築物から排除される汚水の状態により他の建築物に係る分担金の額に比べ著しく均衡を失すると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、一の建築物について60万円を超えない範囲内において別に分担金の額を定めることができる。
(賦課対象区域の決定等)	(賦課対象区域の決定等)
第5条 <u>市長</u> は、分担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定めたときは、これを告示しなければならない。	第5条 <u>管理者</u> は、分担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定めたときは、これを告示しなければならない。
(分担金の賦課及び徴収等)	(分担金の賦課及び徴収等)
第6条 <u>市長</u> は、前条の規定による告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の建築物に係る受益者ごとに、第4条の規定により算定した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。	第6条 <u>管理者</u> は、前条の規定による告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の建築物に係る受益者ごとに、第4条の規定により算定した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。
2 <u>市長</u> は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。	2 <u>管理者</u> は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。
3・4 略	3・4 略

現行	改正案
<p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。</p>	<p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 <u>管理者</u>は、次のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。</p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) その他<u>市長</u>において特に徴収猶予の必要があると認めるとき。</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) その他<u>管理者</u>において特に徴収猶予の必要があると認めるとき。</p>
<p>(分担金の減免)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、次のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。</p>	<p>(分担金の減免)</p> <p>第8条 <u>管理者</u>は、次のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。</p>
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる受益者のほか、<u>市長</u>において特に減免する必要があると認められる建築物に係る受益者 (受益者に変更があった場合の取扱い)</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる受益者のほか、<u>管理者</u>において特に減免する必要があると認められる建築物に係る受益者 (受益者に変更があった場合の取扱い)</p>
<p>第9条 第5条の規定による告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(新たな建築物の取扱い)</p>	<p>第9条 第5条の規定による告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(新たな建築物の取扱い)</p>
<p>第10条 第5条の規定による告示の日後、当該告示に係る賦課対象区域内において、新たに建築物が存することとなった場合は、当該告示の日に当該建築物があったものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>2 前項の場合において、同項の新たな建築物に係る分担金の徴収方法は、第6条第3項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が定める。</p> <p>(建築物の増築等をした場合の取扱い)</p>	<p>第10条 第5条の規定による告示の日後、当該告示に係る賦課対象区域内において、新たに建築物が存することとなった場合は、当該告示の日に当該建築物があったものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>2 前項の場合において、同項の新たな建築物に係る分担金の徴収方法は、第6条第3項の規定にかかわらず、<u>管理者</u>が定める。</p> <p>(建築物の増築等をした場合の取扱い)</p>
<p>第11条 第5条の規定による告示の日後、受益者が当該告示の日現在において所有していた建築物（以下「賦課対象建築物」という。）の増築、改築</p>	<p>第11条 第5条の規定による告示の日後、受益者が当該告示の日現在において所有していた建築物（以下「賦課対象建築物」という。）の増築、改築</p>

現行	改正案																												
<p>又は用途変更をした場合は、当該告示の日に当該増築、改築又は用途変更された建築物があったものとみなして、この条例の規定を適用する。</p>	<p>又は用途変更をした場合は、当該告示の日に当該増築、改築又は用途変更された建築物があったものとみなして、この条例の規定を適用する。</p>																												
<p>2 前項の場合において、同項の増築、改築又は用途変更された建築物に係る分担金の額は、第4条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額から、その額を限度として賦課対象建築物について納付すべき分担金の額を控除した額とし、その徴収方法は、第6条第3項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>2 前項の場合において、同項の増築、改築又は用途変更された建築物に係る分担金の額は、第4条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額から、その額を限度として賦課対象建築物について納付すべき分担金の額を控除した額とし、その徴収方法は、第6条第3項の規定にかかわらず、<u>管理者</u>が定める。</p>																												
<p>(延滞金)</p>	<p>(延滞金)</p>																												
<p>第12条 <u>市長</u>は、第6条第2項の納付期日までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金の額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p>	<p>第12条 <u>管理者</u>は、第6条第2項の納付期日までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金の額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p>																												
<p>(月ヶ瀬地区公共下水道施設についての分担金の賦課)</p>	<p>(月ヶ瀬地区公共下水道施設についての分担金の賦課)</p>																												
<p>第13条 <u>市長</u>は、月ヶ瀬地区公共下水道施設を使用することができる区域内に存する建築物の所有者で、当該下水道施設により利益を受けるものに対して、この条例の規定の例により分担金を賦課するものとする。</p>	<p>第13条 <u>管理者</u>は、月ヶ瀬地区公共下水道施設を使用することができる区域内に存する建築物の所有者で、当該下水道施設により利益を受けるものに対して、この条例の規定の例により分担金を賦課するものとする。</p>																												
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>																												
<p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>																												
<p>別表（第4条関係）</p>	<p>別表（第4条関係）</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">分担金の額</th> </tr> <tr> <th>建築物の種類</th> <th>延べ床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に</td> <td>2,000平方メートル以下の場合</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>規定する学校及び社会福祉法（昭和26年法律</td> <td>2,000平方メートルを超える場合</td> <td>40万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		分担金の額	建築物の種類	延べ床面積	略	略	略	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に	2,000平方メートル以下の場合	20万円	規定する学校及び社会福祉法（昭和26年法律	2,000平方メートルを超える場合	40万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">分担金の額</th> </tr> <tr> <th>建築物の種類</th> <th>延べ床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に</td> <td>2,000平方メートル以下の場合</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>規定する学校及び社会福祉法（昭和26年法律</td> <td>2,000平方メートルを超える場合</td> <td>40万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		分担金の額	建築物の種類	延べ床面積	略	略	略	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に	2,000平方メートル以下の場合	20万円	規定する学校及び社会福祉法（昭和26年法律	2,000平方メートルを超える場合	40万円
区分		分担金の額																											
建築物の種類	延べ床面積																												
略	略	略																											
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に	2,000平方メートル以下の場合	20万円																											
規定する学校及び社会福祉法（昭和26年法律	2,000平方メートルを超える場合	40万円																											
区分		分担金の額																											
建築物の種類	延べ床面積																												
略	略	略																											
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に	2,000平方メートル以下の場合	20万円																											
規定する学校及び社会福祉法（昭和26年法律	2,000平方メートルを超える場合	40万円																											

現行			改正案		
第45号) 第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建築物(管理者又は職員等の住居として使用するものを除く。)			第45号) 第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建築物(管理人又は職員等の住居として使用するものを除く。)		
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>奈良市水道事業の管理者</u>（以下「管理者」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>奈良市公営企業管理者の給与に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>奈良市公営企業管理者</u>（以下「管理者」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第3条の2 採用による欠員補充が特別の事情により困難である職に新たに採用された職員には、初任給調整手当を支給することができる。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給することができる。</p> <p>3 前2項の規定による初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第3条の2 採用による欠員補充が特別の事情により困難である職に新たに採用された職員には、初任給調整手当を支給することができる。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給することができる。</p> <p>3 前2項の規定による初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、<u>公営企業管理者</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）が定める。</p>

奈良市水道事業給水条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 市の水道事業の給水区域は、<u>奈良市水道事業</u> の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）別表 〃 に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）が公益上必要と認めるときは、前項の給水区域以外の区域に分水することができる。</p> <p>(私設消火栓の使用)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 演習のため私設消火栓を使用するときは、本市<u>水道局</u>職員の立会を要する。</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 市の水道事業の給水区域は、<u>奈良市水道事業及び下水道事業</u>の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>公営企業管理者</u>（以下「管理者」という。）が公益上必要と認めるときは、前項の給水区域以外の区域に分水することができる。</p> <p>(私設消火栓の使用)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 演習のため私設消火栓を使用するときは、本市<u>企業局</u>職員の立会を要する。</p>

奈良市行政手続条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 本市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される本市の執行機関、消防本部（消防署を含む。）若しくは<u>水道事業管理者</u>若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等において独立に権限を行使することを認められた職員をいう。 (7)・(8) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 本市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される本市の執行機関、消防本部（消防署を含む。）若しくは<u>公営企業管理者</u>若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等において独立に権限を行使することを認められた職員をいう。 (7)・(8) 略</p>

奈良市情報公開条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、<u>水道事業管理者</u>、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、<u>公営企業管理者</u>、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2) 略</p>

奈良市個人情報保護条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、<u>水道事業管理者</u>、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、<u>公営企業管理者</u>、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)～(7) 略</p>

奈良市法令遵守の推進に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び水道事業管理者をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び公営企業管理者をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

職員等の旅費に関する条例 新旧対照表

現行					改正案				
別表（第14条、第15条、第18条、第19条関係）					別表（第14条、第15条、第18条、第19条関係）				
区分	職別	旅行雑費 （1日につき）		宿泊料 （1夜につき）	区分	職別	旅行雑費 （1日につき）		宿泊料 （1夜につき）
		近隣府県	その他				近隣府県	その他	
1	略	円 略	円 略	円 略	1	略	円 略	円 略	円 略
2	副市長 水道事業管理者 教育長 常勤の監査委員	800	1,600	14,500	2	副市長 公営企業管理者 教育長 常勤の監査委員	800	1,600	14,500
3	略	略	略	略	3	略	略	略	略
備考 この表において「近隣府県」とは、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県をいう。					備考 この表において「近隣府県」とは、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県をいう。				

奈良市行政財産使用料条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(使用料算定基準)</p> <p>第4条 土地又は建物の使用料は、第2条の規定により算出した額に、土地については<u>100分の4.20</u>(土地のみの使用で使用期間が1月以上のものにあつては100分の4)、建物については<u>100分の7.35</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(使用料算定基準)</p> <p>第4条 土地又は建物の使用料は、第2条の規定により算出した額に、土地については<u>100分の4.32</u>(土地のみの使用で使用期間が1月以上のものにあつては100分の4)、建物については<u>100分の7.56</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2～4 略</p>

奈良市下水道条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(使用料)</p> <p>第18条 汚水を排除して公共下水道を使用する者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる排水区分に応じ、当該各号に定める額に<u>消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。)</u>を加算した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 一般排水及び中間排水 公共下水道に排除された汚水の量(以下「汚水排出量」という。)によつて定める使用料(以下「水量使用料」という。)の額</p> <p>(2) 特定排水 水量使用料の額及び当該汚水の水質によつて定める使用料(以下「水質使用料」という。)の額の合計額</p> <p>3・4 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第18条 汚水を排除して公共下水道を使用する者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる排水区分に応じ、当該各号に定める額に<u>100分の108を乗じて得た</u> <u>額とする。この場合において、</u> その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 一般排水及び中間排水 公共下水道に排除された汚水の量(以下「汚水排出量」という。)によつて定める使用料(以下「水量使用料」という。)の額</p> <p>(2) 特定排水 水量使用料の額及び当該汚水の水質によつて定める使用料(以下「水質使用料」という。)の額の合計額</p> <p>3・4 略</p>

奈良市水道事業給水条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、次条の規定に該当する場合を除き、次に掲げる料金の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>(2) 従量料金</p> <p>2 略</p> <p>3 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計算する場合の料金は、各戸の使用水量は均等とみなし、かつ、専用給水装置に給水するものにあつては、各戸の給水管と同一口径のメーターがそれぞれ各戸に設置されたものとみなして、各戸ごとに計算した額の合計額とする。</p> <p>4 略</p> <p>(特別料金)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 メーターに直結していない私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用するときの料金は、消火栓1個について330円に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とし、その使用時間は5分以内とする。</p> <p>3 工事用その他臨時の用途に使用する場合における料金の額は、1立方メートルにつき500円以内で管理者が定める額により計算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(加算分担金)</p> <p>第31条の3 未普及地域等の解消を図るため東部地域等水道整備事業により、配水管を布設し、及び配水池等を建設する別表第4に定める地域のう</p>	<p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、次条の規定に該当する場合を除き、次に掲げる料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>(2) 従量料金</p> <p>2 略</p> <p>3 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計算する場合の料金は、各戸の使用水量は均等とみなし、かつ、専用給水装置に給水するものにあつては、各戸の給水管と同一口径のメーターがそれぞれ各戸に設置されたものとみなし、<u>管理者が別に定めるところにより計算した額</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(特別料金)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 メーターに直結していない私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用するとき <u>(使用時間は5分以内とする。)</u>の料金は、消火栓1個について330円に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 工事用その他臨時の用途に使用する場合における料金の額は、1立方メートルにつき500円以内で管理者が定める額により計算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(加算分担金)</p> <p>第31条の3 未普及地域等の解消を図るため東部地域等水道整備事業により、配水管を布設し、及び配水池等を建設する別表第4に定める地域のう</p>

現行	改正案																																								
<p>ち、管理者が定めて告示する区域において、その告示の日以後に給水装置を新設しようとする者は、第31条の分担金のほか、水道施設加算分担金（以下「加算分担金」という。）を工事申込みの際に納入しなければならない。</p> <p>2 加算分担金の額は、600,000円に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略 （停水処分）</p> <p>第40条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用者又は所有者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 前項の給水停止処分を受けた者が給水の再開を受けようとするときは、給水再開手数料として、5,000円以内で管理者が別に定める額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額を納付しなければならない。</p>	<p>ち、管理者が定めて告示する区域において、その告示の日以後に給水装置を新設しようとする者は、第31条の分担金のほか、水道施設加算分担金（以下「加算分担金」という。）を工事申込みの際に納入しなければならない。</p> <p>2 加算分担金の額は、600,000円に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略 （停水処分）</p> <p>第40条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用者又は所有者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 前項の給水停止処分を受けた者が給水の再開を受けようとするときは、給水再開手数料として、5,000円以内で管理者が別に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を納付しなければならない。</p>																																								
<p>別表第3（第31条関係）</p> <p style="text-align: center;">分担金表</p> <table border="1" data-bbox="170 831 1066 1302"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>103,950円</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>199,500円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>336,000円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>1,065,750円</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>1,958,250円</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>5,024,250円</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>10,395,000円</td></tr> <tr><td>150ミリメートル</td><td>27,720,000円</td></tr> <tr><td>200ミリメートル以上</td><td>管理者が定める額</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（消費税及び地方消費税を含む。）</p>	メーターの口径	金額	13ミリメートル	103,950円	20ミリメートル	199,500円	25ミリメートル	336,000円	40ミリメートル	1,065,750円	50ミリメートル	1,958,250円	75ミリメートル	5,024,250円	100ミリメートル	10,395,000円	150ミリメートル	27,720,000円	200ミリメートル以上	管理者が定める額	<p>別表第3（第31条関係）</p> <p style="text-align: center;">分担金表</p> <table border="1" data-bbox="1171 831 2067 1302"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>106,920円</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>205,200円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>345,600円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>1,096,200円</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>2,014,200円</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>5,167,800円</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>10,692,000円</td></tr> <tr><td>150ミリメートル</td><td>28,512,000円</td></tr> <tr><td>200ミリメートル以上</td><td>管理者が定める額</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（消費税及び地方消費税を含む。）</p>	メーターの口径	金額	13ミリメートル	106,920円	20ミリメートル	205,200円	25ミリメートル	345,600円	40ミリメートル	1,096,200円	50ミリメートル	2,014,200円	75ミリメートル	5,167,800円	100ミリメートル	10,692,000円	150ミリメートル	28,512,000円	200ミリメートル以上	管理者が定める額
メーターの口径	金額																																								
13ミリメートル	103,950円																																								
20ミリメートル	199,500円																																								
25ミリメートル	336,000円																																								
40ミリメートル	1,065,750円																																								
50ミリメートル	1,958,250円																																								
75ミリメートル	5,024,250円																																								
100ミリメートル	10,395,000円																																								
150ミリメートル	27,720,000円																																								
200ミリメートル以上	管理者が定める額																																								
メーターの口径	金額																																								
13ミリメートル	106,920円																																								
20ミリメートル	205,200円																																								
25ミリメートル	345,600円																																								
40ミリメートル	1,096,200円																																								
50ミリメートル	2,014,200円																																								
75ミリメートル	5,167,800円																																								
100ミリメートル	10,692,000円																																								
150ミリメートル	28,512,000円																																								
200ミリメートル以上	管理者が定める額																																								

奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																																				
<p>(利用料金の額)</p> <p>第11条 市立奈良病院で徴収する利用料金の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般診療（次号から第3号まで及び別表第1の左欄に掲げる診療以外の診療をいう。）については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない診療以外の一般診療については、当該算定した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第11条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">種別</th> <th style="width:10%;">単位</th> <th style="width:60%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険外併用療養費（医科）</td> <td>1回につき</td> <td style="text-align: right;">787円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">入院特別室利用料</td> <td rowspan="2">助産の場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の場合</td> <td>特室 1日につき</td> <td style="text-align: right;">市内に住所を有する者 <u>12,600円</u> 上記以外の者 <u>18,900円</u></td> </tr> <tr> <td>緩和ケア病床 1日につき</td> <td style="text-align: right;">市内に住所を有する者 <u>12,600円</u> 上記以外の者 <u>18,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	保険外併用療養費（医科）	1回につき	787円	略	略	略	入院特別室利用料	助産の場合	略	略	その他の場合	特室 1日につき	市内に住所を有する者 <u>12,600円</u> 上記以外の者 <u>18,900円</u>	緩和ケア病床 1日につき	市内に住所を有する者 <u>12,600円</u> 上記以外の者 <u>18,900円</u>	<p>(利用料金の額)</p> <p>第11条 市立奈良病院で徴収する利用料金の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般診療（次号から第3号まで及び別表第1の左欄に掲げる診療以外の診療をいう。）については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない診療以外の一般診療については、当該算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第11条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">種別</th> <th style="width:10%;">単位</th> <th style="width:60%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険外併用療養費（医科）</td> <td>1回につき</td> <td style="text-align: right;">810円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">入院特別室利用料</td> <td rowspan="2">助産の場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の場合</td> <td>特室 1日につき</td> <td style="text-align: right;">市内に住所を有する者 <u>12,960円</u> 上記以外の者 <u>19,440円</u></td> </tr> <tr> <td>緩和ケア病床 1日につき</td> <td style="text-align: right;">市内に住所を有する者 <u>12,960円</u> 上記以外の者 <u>19,440円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	保険外併用療養費（医科）	1回につき	810円	略	略	略	入院特別室利用料	助産の場合	略	略	その他の場合	特室 1日につき	市内に住所を有する者 <u>12,960円</u> 上記以外の者 <u>19,440円</u>	緩和ケア病床 1日につき	市内に住所を有する者 <u>12,960円</u> 上記以外の者 <u>19,440円</u>
種別	単位	金額																																			
保険外併用療養費（医科）	1回につき	787円																																			
略	略	略																																			
入院特別室利用料	助産の場合	略																																			
		略																																			
	その他の場合	特室 1日につき	市内に住所を有する者 <u>12,600円</u> 上記以外の者 <u>18,900円</u>																																		
		緩和ケア病床 1日につき	市内に住所を有する者 <u>12,600円</u> 上記以外の者 <u>18,900円</u>																																		
種別	単位	金額																																			
保険外併用療養費（医科）	1回につき	810円																																			
略	略	略																																			
入院特別室利用料	助産の場合	略																																			
		略																																			
	その他の場合	特室 1日につき	市内に住所を有する者 <u>12,960円</u> 上記以外の者 <u>19,440円</u>																																		
		緩和ケア病床 1日につき	市内に住所を有する者 <u>12,960円</u> 上記以外の者 <u>19,440円</u>																																		

現行						改正案							
			1 床室	1 日につき	市内に住 所を有す る者	8,400円				1 床室	1 日につき	市内に住 所を有す る者	8,640円
					上記以外 の者	12,600円						上記以外 の者	12,960円
			2 床室	1 日につき	市内に住 所を有す る者	3,150円				2 床室	1 日につき	市内に住 所を有す る者	3,240円
					上記以外 の者	4,725円						上記以外 の者	4,860円
その他			その都度市長が定める額			その他			その都度市長が定める額				
備考						備考							
<p>1 入院療養費は、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）別表第2に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養について徴収する。</p> <p>2～4 略</p>						<p>1～3 略</p>							

別表第3（第11条関係）

種別	単位	金額
出産育児一時金、出産手当金又は配偶者出産育児一時金に係る診断書	1 通につき	1,575円
自動車損害賠償責任保険に係る診断書	1 通につき	5,250円
自動車損害賠償責任保険に係る診療明細書	1 通につき	4,200円
年金受給関係診断書	1 通につき	5,250円
生命保険関係診断書	1 通につき	5,250円
出生証明書	1 通につき	3,150円

別表第3（第11条関係）

種別	単位	金額
出産育児一時金、出産手当金又は配偶者出産育児一時金に係る診断書	1 通につき	1,620円
自動車損害賠償責任保険に係る診断書	1 通につき	5,400円
自動車損害賠償責任保険に係る診療明細書	1 通につき	4,320円
年金受給関係診断書	1 通につき	5,400円
生命保険関係診断書	1 通につき	5,400円
出生証明書	1 通につき	3,240円

現行			改正案		
死亡診断書	1 通につき	3,150円	死亡診断書	1 通につき	3,240円
健康診断書	1 通につき	3,150円	健康診断書	1 通につき	3,240円
身体障害者等級認定に係る診断書	1 通につき	5,250円	身体障害者等級認定に係る診断書	1 通につき	5,400円
診療費支払証明書	1 通につき	1,050円	診療費支払証明書	1 通につき	1,080円
入院証明書	1 通につき	5,250円	入院証明書	1 通につき	5,400円
通院証明書	1 通につき	3,150円	通院証明書	1 通につき	3,240円
登校又は登園の許可に係る診断書	1 通につき	2,100円	登校又は登園の許可に係る診断書	1 通につき	2,160円
医療費控除申請に係るおむつ使用証明書	1 通につき	1,050円	医療費控除申請に係るおむつ使用証明書	1 通につき	1,080円
一般診断書	様式持参の場合	1 通につき 3,150円	一般診断書	様式持参の場合	1 通につき 3,240円
	その他の場合	1 通につき 2,100円		その他の場合	1 通につき 2,160円
診察券再発行	1 件につき	105円	診察券再発行	1 件につき	108円
その他	その都度市長が定める額		その他	その都度市長が定める額	